

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成26年6月19日（木）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 成 川 洋 司（横浜地方裁判所第4刑事部部総括判事）

裁判官 大 森 直 子（横浜地方裁判所第4刑事部判事）

検察官 田 中 知 子（横浜地方検察庁検事）

弁護士 織 田 慎 二（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 女性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 女性 （以下「5番」と略記）

議事要旨

（司会者）

皆さん、こんにちは。本日は御多用中のところ、意見交換会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、司会進行を務めさせていただきます横浜地方裁判所第4刑事部の成川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、このような会を設けた趣旨ですけれども、裁判員制度が始まりまして、ここの5月21日で丸5年ということになりました。

報道などによりますと、今まで4万9千人ぐらいの方が全国で裁判員とか補充裁判員ということで職務を行っていただいたということになっているようです。

この裁判員制度、報道などによれば、かなり順調に進んできているように思えますが、ただ、やりたくないという国民の方が非常に多いであるとか、また、辞退を希望される方が多いとかいう問題点も指摘されておりますし、また、いろいろと改

善しなけばならない点はあるだろうと考えております。

そこで、皆様のように実際に裁判員を経験された方の声が非常に大切だと裁判所では考えております。そのような趣旨を踏まえて、本日は、私と一緒に担当させていただいた方もいらっしゃると思いますが、どうぞ御遠慮なく忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。

また、本日出ました意見につきましては、裁判所のホームページ等で掲載させていただきますので、その点は御了承いただきたいと思います。

まず、最初に、自己紹介から始めさせていただきます。

僭越ながら私からさせていただきますが、私は平成22年の4月から横浜地裁で裁判官として勤務しております。裁判員制度の始まりました平成21年の5月当時は和歌山地方裁判所というところにおきまして、和歌山におきまして5件ほど裁判長として裁判員裁判を経験した後、横浜に参りまして、横浜ではまず第1刑事部というところに配属されまして、当初は主に陪席裁判官として裁判員の裁判にかかわっておりました。

一昨年、平成24年の年末に現在の第4刑事部に移りまして、それ以来は裁判長として十数件、裁判員裁判にかかわってまいりました。合計で30件余りこれまで担当してきたという形になります。

裁判員裁判をやって毎回思うのは、無作為に抽選して選ばれた人なのに何で皆さんこれだけ優秀なんだろうと、しかも熱心に事件にかかわっていただき、評議などを見ておりまして非常に核心を突いた意見をおっしゃられる裁判員の方が多く、毎回感動しております。

また、休憩時間には事件以外のお話とかいろいろさせていただいたり、私自身は、裁判員裁判は、こう言っては語弊があるかもしれませんが、結構楽しいなと思ってやらせていただいております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

では、大森裁判官、お願いできますか。

(裁判官)

横浜地方裁判所の第4刑事部に所属しております裁判官の大森と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、平成25年の4月にこちらの裁判所に参りまして、初めて裁判員裁判に関与することになりました。その後、右陪席裁判官、多分皆さんが関与されたときにもちょうど真ん中ぐらいの年の裁判官がいたと思いますけれども、その右陪席裁判官として5件の裁判員裁判を担当してまいりました。

経験数としては少ないほうだと思いますが、毎回、御一緒する裁判員の皆様が、先ほどの成川裁判官と同じですが、非常に熱心で、私も新鮮だなと思うようないろいろな視点から活発な議論を交わして結論に至っているということを実感しております。

今日、お集まりの皆様は、多分刑の重さを決めるという難しさだけでなく、恐らくその前提となる事実の確定とか責任能力とか、そういう争点があった難しい事件を担当された皆様ということをお聞きしております。

初めての御経験の中で、いろいろな面で御苦勞があったのではないかと思います。裁判所では現在、裁判員裁判をよりよく運用していこうということを目指して今も日々努力していますが、もっとこうした方がよかったよねというような率直な御意見をぜひ今後のためにもお聞かせいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

続きまして、検察庁、田中検事お願いします。

(検察官)

横浜地方検察庁の検事の田中と申します。今日はよろしくお願いいたします。

私が裁判員裁判を初めて経験しましたのが3年前になります。東京におりました時に裁判担当になりまして1年間まず経験しました。その時に10件ぐらいやりました。

その後、転勤いたしまして北海道の函館に行きました。函館は小さな町ですので、そんなに重大事件は発生しないのですが、それでも2年間に13件の裁判員裁判がございまして、そのときには私は決裁官といいまして、直接法廷に立つ立場ではなくて、部下検察官の指導をする立場だったのですけれども、そういった形で間接的に経験しまして、法廷傍聴などもよく行っていました。

そして、今年の4月にまた転勤で横浜のほうに参りまして、裁判担当を現在しております。4月に1件、5月に1件と経験しております。

感想としては、裁判員裁判を始める前と後で、やはり今の方が裁判が活気があると思っております。私も非常に有意義なものだと思っています。

ただ、検察官としても立証責任を負う立場として、まだまだいろいろ工夫する点もあるんじゃないかなと思っております。今日はいろいろと御意見とか感想などをいただけるのではないかとということを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

続きまして、弁護士会、織田弁護士お願いします。

(弁護士)

横浜弁護士会所属の弁護士の織田と申します。

私自身は、裁判員裁判は10件終えておりまして、今2件継続中という感じになります。裁判員裁判の中では、死刑判決を裁判員に御判断いただいたような事件も担当しておりまして、裁判員の方がいろいろな過程の中でどのように決めているのかと、大変なお立場なんだろうなと思いつつながら弁護活動をしているところです。

裁判員裁判が始まりまして、今まで弁護人がやっていた弁護スタイル、裁判官ならある程度こういうところは分かってくれるであろうというような弁護スタイルが井の中の蛙式であったということを最近感じるところがありまして、どういう仕方で裁判員の方にアピールしていけばいいのか、こういったところは若干、弁護士というのは検察官は組織でやっているのに対して、弁護士は野武士なものですから、

一人一人がそれぞれ独立してやっているの、なかなかそういった一致団結としてフィードバックできるという場が少ないものですから、こういった場でそういうような意見をぜひ聞かせていただいて、当会の刑事弁護の会員に反映させていただきたいと思っております。今日はよろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、続きまして、裁判員経験者の皆様にも一言ずつお願いしたいと思います。本日はプライバシーの関係もありますので、裁判の時と同様に、失礼ですけれども1番から5番まで、この番号でお呼びさせていただきたいと思います。御了承をお願いしたいと思います。

では、一人ずつ、どのような事件を担当したかということと、経験した上での感想等がございましたら、1番の方からお願いいたします。

(1番)

平成25年の10月に傷害致死の事件で裁判員をさせていただきました。

ちょっと自分にできるか心配だったのですが、感想は、刑の重さを決めるのが大変だったと思いました。よろしくお願いいたします。

(司会者)

補足させていただきますと、被害者が2名いらっしゃって、被告人が2名の方に暴力を振るって1名の方が亡くなって、1名の方はけがをしたけれども、被害者の方から被告人に対して最初に手を出してきたことは間違いないので、本件では正当防衛が成立して罪にならないのか、それとも過剰防衛として罪になるのか、そういうところが争われたというような事件と聞いております。そういうことでよろしいですね。

(1番)

はい。

(司会者)

2番の方も同じ事件ということですね。では、お願いします。

(2 番)

私も傷害致死の同じ事件を裁判させていただきました。私も初め、まさか自分が裁判員に、制度のことは新聞やマスコミなどで知っておりましたが、まさか自分がくじで選任されるとは思っておりませんでしたので、とても驚きました。特に御辞退をする理由が見つからなかったものですから、大変消極的で申しわけないのですがさせていただきました。

ただ、させていただいた感想としましては、本当に、もちろんのことですけれども一人でできる又はやるものではなくて、裁判官の方とくじで偶然に選ばれた方々と意見を交換しながらその判決というか結論まで御一緒に考えていくことにとても意義があるというか、自分の人生観と言ったら大げさですけれども、そういった物の見方まで変わるような一つの大きな経験になったことは確かだなというふうに今でも思っています。よろしくお願いいたします。

(司会者)

どうもありがとうございました。では、3 番の方、お願いします。

(3 番)

私の場合も、平成25年11月に裁判員をさせていただきました。

事案としては、殺人で2名をレジャーナイフでめった刺しで殺したものでした。ただ、被告人は10年間にわたって心神耗弱の状態であったということを勘案して、判決としては27年の実刑というような結論になっています。

私の場合も、まさか私が選ばれるなんて全然みじんも思っていなくて、いきなり最高裁からお手紙いただいて何なんだろうと、それで驚きました。なおかつ案件が案件だったものですから、当初の出頭日を含めて10日間拘束されるということでした。実は裁判員をやる前月に、人事異動でたまたま私自身がほかの全く経験していない部署に行かされたものですから、そちらとの兼ね合いが、ちょっとどうしようかと思ったのですけれども、幸いにも会社のほうが、それは国民の義務だからということで結構理解していただいたものですから、参加させていただいたという状

況でした。

ただ、私の場合ですが10日間という長きにわたって携わったということで、裁判そのものがこういう仕組みだったのかとか、各裁判官の方は当然ですけども、あとは検察、弁護と、そちらの方がどのような役割で回っているのかというのが現地で実際に見られて、これがすごく自分のためになったと思います。もう少し若いときにやっていれば、それなりにもっと人生でいろいろな貢献ができたんじゃないかなと今、思っています。以上です。

(司会者)

補足させていただきますと、担当された事件は責任能力があるのかないのかというところが争点だったようですね。

(3番)

そうです。

(司会者)

それでは、4番の方、お願いします。

(4番)

私は、今年の1月に参加させていただきました。

私の担当した案件は、加害者が2人、被告人2人。逮捕監禁、強制わいせつと、そのうち1名がその幫助という事件です。

私が参加させていただいて率直に感じたのは、5年前にこの裁判員裁判という制度が始まって、裁判員というのはちょっとお飾りの的で、それまでは、プロの裁判官の方の意見とか結論によって裁判とかが下されるというふうに思っていたのですが、実際に参加させていただいて、この制度というのは、裁判員一人一人に裁判官と同じ権限が与えられて、発言にもすごく重みがあって、全ての裁判員がその被害者と被告人のことを真剣に考えた上で十分な結論を話し合って量刑を決定できる大変すばらしい制度だというふうに私は感じました。

また、私としては、また機会が与えられれば、是非とも参加したいと思いました。

(司会者)

どうもありがとうございました。

補足させていただきますが、担当された事件は、夜間、路上で女性を車の中に引っ張り込んで、1人がいやらしいことをして、もう一人がその時車を走らせてわいせつ行為をするのを手助けしたという事案で、わいせつ行為をした人は事件を認めているけれども、運転した方は、わいせつ行為をしているとは知らなかったと言って、わいせつ行為をした人を助けたつもりはないという否認をしたというような事件ということによろしいですね。

(4番)

はい。

(司会者)

それでは、5番の方、お願いします。

(5番)

私は、殺人未遂の被告の事件でしたが、逮捕されてからこの裁判の審議に至るまでの期間がちょっと長かったので、どうしてかなというのがまず最初に疑問がありました。余りにも見ず知らずの、本当にそのとき居合わせた人を殺人未遂にするほどの、ナイフで胸を刺すというような大きな事件で、それがもしかしたら精神的な問題があるのかどうかということの争点があったということのを伺って納得できました。一番議論を尽くしたことは、殺意があったのか、それともなくて、本人がそこに、刺しどころが悪くてこういうけがを負わせたのかということのを本当に一生懸命議論をしました。私の個人的な印象ですが、私たち一般市民は、やはり感情を中心に意見を言うことが多かったなという気がするんですね。やはり被害者への同情心ですとか被告への非常に厳罰意識みたいなことがあったなという印象があったんですね。

そこにいくと、やはり裁判官の対応は、事実を冷静に見ようという意見を持っていて、私たちはそれを参考に非常に勉強になったと思うんですね。私たちのような

一般市民の人がこういうことに参加して、非常に感情を持ち込んで裁判をするということが1票の重みになって、そういうことでいいのだろうかということを印象としては感じました。

けれども、そのグループの裁判員の選ばれた人たちは、自分の意見は意見として感情的な意見を持ちながらも、その場での協力は惜しまないというふうな意見でまとまったと思うのですね。そこはよかったと思いますが、ちょっと、すごく厳罰化するみたいな雰囲気が、私には個人的に感じられました。以上です。

(司会者)

どうもありがとうございました。

今、聞いておわかりのように、本日お集まりいただきました方が担当した事件はいずれもどこかに争いがあるという事件でして、多くの裁判員裁判は3～4日程度で終わると言われていますけれども、一番短い方でも5日、ただ、先ほど出ましたとおり10日かかった方がいらっしゃる。大変なことだったと思っております。

では、これから本論に入っていきます。

まず最初に、皆さんがこの事件で呼び出しを受けてから、抽選の日を迎えるまであたりのところをお聞きしたいと思います。

裁判の日程もかなりの日数になりますので、その日程調整のあたりをどの程度苦勞されていたのかと、仕事がおありの方は職場の関係で、先ほど3番の方は結構職場の理解があるというお話でしたが、職場ではどうだったのか。あるいは御家庭ではどうだったのか。温かく送り出してくれるような雰囲気なのか、あるいは渋々と心配されていたのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。1番の方から全員お願いします。

(1番)

私は、ちょうどその時は仕事をしていなかったもので、職場のことを気にすることもなく、家でも一応、快く送り出してもらったので大丈夫でした。

裁判員制度が始まって、ちょっと私は参加したいなと思っていた方だったので、

参加できてよかったと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、どうですか。

(2番)

私も仕事はしていなかったのですが、娘の高校の役員をやっております、ちょうどその日が学校に行く日で、こちらで抽選をした日の午後から高校の方へ行きまして、「今日ちょっと裁判所に」と言ったら、「え」、というふうに驚かれたということがありました。

あとは、娘は何を心配したかという、日程のことではなく私の精神状態という心理面でした。殺人ということもありましたけれども、そういったことで、「写真とか見るの」とか、「報道で知っている範囲で大丈夫」というような心配はとてもしていました。主人は、「いい経験じゃない」、というふうに何の心配することもなく申しておりました。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方は、補足されることがあれば。

(3番)

会社の方は一応組織なものですから、そういう意味では、代理の者は当然立つ形になっていますので、そういうところは特に問題なく、上の方も先ほど申したような形で理解があったと。そういうことでは、組織としてちゃんと機能していたんだと、逆にそういうような見方をしています。あとは、家庭の方は、「いってらっしゃい」ということで特に何も問題なく、「内容は余り説明できないよ」と言うと、「あ、そう」、とそれで終わってしまいました。特に問題はございませんでした。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

私も、その呼出状が来た時は、「え、まさか」という思いが強くあって、取りあえ

ず呼ばれた日時に行くけれども、その先はないだろうと、実際、自分でもそう思っていて、「実際に選ばれたらどうしようかな」と、そっちの不安の方が大きかったのですけれども、見事に選ばれてしまいまして、会社の方にも、もちろんその話をし出てきたのですけれども、戻ってから、「選ばれてしまいました」と会社のほうに相談したら、5年前に裁判員制度ができた時に会社で、5日間の特別休暇制度が同時に立ち上がりまして、それを最大限利用しまして今回参加させていただきました。

会社は何人かいるのですけれども、もちろん私が、初めて選ばれたということで、そういうことを言われました。家庭の方は特に、「いい経験になるのでぜひ参加すれば」という、そんな感じで送り出してもらったということです。

私はその呼出状をもらって選任されるまでのところで、ちょっと疑問じゃないですけれども、その緑色の紙をもらって受付に行った時にあれっと思ったのが一つあって、それは何かというと本人確認がなかったんです。例えばその呼出状をもらったら、本人だろうということでは多分進められていると思うのですけれども、身分証明書なり、その確認はあった方が、誰でも紙さえ持って行けば、本人確認の機会もなく別室へ連れて行かれて、次の日から裁判が始まるという感じだったので、そこはあった方がいいのかというふうにその時感じました。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

私は、書類を受け取ってから、実際にもう一回の裁判員の選任の抽選があるまでの期間が長かったので、こういうことはたくさんの人をまず最初に選んでいて、その中で知らない間に裁判員を選んで、いつの間にか終わるんだろうみたいに軽く考えていて、自分が当たるとは思わなかったのですけれども、結果的に選任された時はやはりすごく驚きました。こんな早く、人ごとみたいに思っていたことが、自分が裁判員に選任されるとは本当に考えてもいなかったし、それから職場では、やはり初めてだったんですが、くじ運がいつも悪い私がくじに当たったということを非

常におもしろがるというか、そういうことがあるんだなという感じで、仕事の内容での調整は全く問題なく協力してもらいました。

(司会者)

ありがとうございました。周りの方が皆さんを温かく送り出してくださったようで、ちょっと安心しました。

では、審理の中の話の方に移っていきたいと思います。

実際に裁判が始まってから、まず人定質問といって被告人本人であることを確認した後に、被告人と弁護人に事実を認めるかどうか確認した後に、冒頭陳述という手続があったと思います。

資料を皆さんにお配りしていると思いますが、冒頭陳述要旨とか冒頭陳述メモ、検察官と弁護人のほうから双方出されております。それは説明があったと思いますが、検察官によるこの事件の見立てを披露し、同様に弁護人によるこの事件の見立てを披露するということで、これを聞くことによって検察官の考えていること、弁護人が言いたいことが分かる。そうすると必然的にその事件の争点も分かると、要するに裁判員、裁判官がこの事件で何を判断すればいいのかという争点が分かるということになっている手続です。皆さん、この検察官と弁護人の冒頭陳述というのを聞きになって、あ、こういう事件で検察官が言いたいのはこうなんだ、弁護人の言いたいのはこうなんだと、それで我々が判断しなきゃいけない争点はここなんだということを、その段階で理解できたかどうかというあたりをお伺いしたいと思うのですが。今度、逆から行ってもいいですか。5番の方から、どうでしたか。

(5番)

検察官の冒頭陳述の文章といい内容といい、すごく私たちは非常に感心しました。あと、まとめ方が非常にわかりやすく、表づくりとか色分けとか、本当にプロフェッショナルの文章、文章と言うと変ですけども構成が本当にわかりやすかったですね。

それに比べると、弁護側の内容が余りにも、お粗末な感じがしました。なぜ、そ

ういうことを言うかということ、明らかにその文章の中に矛盾があるわけです。誰もが矛盾だというふうに気づいているのに、この弁護人さんがなぜ気づかなかったのかという感じを持ちましたので、どちらかというと、余り弁護側の、しかも弁護側は2人そろっていたにもかかわらず、本人が言ったことをもう少し深く話を聞いて、その矛盾点を整合しなかったのか。話している時系列が全然ずれているんです。そのずれていることを私たちでも、普通だったらずれていることをもう少し整合しながらまとめていくんじゃないかと思ったんですけども、そのまとめは最後までなくて、そのままで終わったということでは、ちょっと比較にならなかったという感じがしました。

(司会者)

そうすると、被告人が言っているのをそのまま代弁しているというような感じがすか。

(5番)

そうですね。それが正しいのかもしれないのですが、非常に疑問を感じました。明らかに整合性がないものが、日程的にずれがあるにもかかわらず、そのまま提出するというのはどういうことなのか。もう少し本人に詰めれば、もっと整合性がついたんじゃないかという印象を持ちました。

(司会者)

裁判員の方で判断しなければならない争点がどこなんだというのはそれでわかりましたか。

(5番)

そうですね。はい。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

私も今5番の方がおっしゃったように、検察官のつくられた資料というのはすご

くわかりやすく、一方、弁護人の方が作られた資料というのは、弁護人その時3名いらっしやったんですけれども、ちょっと弁護するにはちょっとしんどいのかなというような感じは受けました。

私が担当した時には、裁判長から印象的な言葉があって、「まずはメモを取らずに話を聞くことに専念して事件をイメージしてください」と。「やはりメモを取ることに夢中になると全体のイメージがつかめないの」ということをまずおっしゃっていただいたので、ストーリーというか事件のイメージというのは、かなり検察官の方がおっしゃっていた内容ですごく理解できました。以上です。

(司会者)

弁護人の主張したい点というのは理解はできましたか。

(4番)

理解はできますけれども、少しやはり無理があるというか、しんどいのかなということは思いました。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方、お願いします。

(3番)

全体としては、5番、4番の方おっしゃられたような内容と似ているのですけれども、検察サイドのペーパーというのは非常によくまとめられておりまして、まさに何かテキストに使えるようなすばらしい内容というような印象を持ちました。弁護側は内容的に、責任能力を問われる裁判だったものですから、結局そこだけに終始してしまって、我々としては中身がよく見えなかったというような印象は持ちました。

でも、殺人という内容については争いがなく、本当に責任能力だけの問題というのはわかるのですけれども、ただ、我々というのは当然、やはり裁判員は、事前に概要しか知らされていないものですから、中身は正直言って時系列的にも、どのような流れの中で、どのようなことが行われたのか、そこを詳細がわからな

いまま、本当に概要だけで流れていってしまっている。そういう意味では、非常に何か、もやもやとしたものがずっとつきまとっていました。

最初の段階で、冒頭陳述で説明されても、正直言って検察サイドも当然ペーパー1枚でうまくまとめられていますので、何となく、もやもやとした感じでは把握できたというところです。

本当は、私としては例えば調書とかそういうような形で何かしらアタッチされているともっとわかりやすかったのかなと。ですから、概要だけですと、その後すぐにいろいろな話がどんどん進むものですから、自分の中で消化し切れない。そのままどんどん走ってしまって、また後戻りもできない。そういうところはもどかしい感じがしました。

冒頭陳述そのものに関しては、そういう意味ではよくまとまってはいるけれども、全体的に物足りないと感じました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方、いかがでしょうか。

(2番)

皆様の御意見を伺いながら思い出していたのですけれども、やはり検察官の方のお話の仕方というか声の大きさというか、わかりやすさというのはとてもよかった、わかりやすかったです。

弁護士の方は、一生懸命私も足りない頭で聞こう聞こうと、何をおっしゃりたいのかというのを一生懸命聞こうと思っていましたが、私は、おっしゃることをつかんでいくことがちょっとできにくかったというところがありました。やはり、ほかの方がおっしゃっていましたけれども、「メモを取らずに表情を見てください」と、裁判長さんがおっしゃっていたのですが、つついメモを、お顔も見ていましたけれども、メモを取って自分で話についていこうと頑張ってはみていたんですけれども。

あと、資料のほうは、とてもまとまっていてわかりやすくよかったと思います

が、話を聞きながら、もちろんお時間のあることです。長い時間は取れないにしても、きちっとまとまったものや、弁護人の冒頭陳述の書かれたものとか、少し読ませていただくお時間がもう少し、私にとってはあってもよかった。せっかくというのはおかしいのですが、きちっとまとまったものです。表情からも、あとは検察官、弁護士の方のお話も聞き、また、メモも読ませていただきながら参加させていただくというか、理解をしていくようにできたらという思いました。

(司会者)

ありがとうございました。1 番の方、いかがでしょうか。

(1 番)

2 番の方と同じ事件を担当させていただいたのですけれども、検察官側の冒頭陳述の方は、絵みたいなものが入っていてちょっとわかりやすくなっていたのですけれども、弁護人側の方は全て文章だったので、やはり読む時間はちょっと少なかったかなというのは思いました。内容的に、争う部分というのはどちらも私はわかりやすかったので、その辺は大丈夫でした。

(司会者)

ありがとうございました。弁護側の分が悪いようですが、弁護士のほうから何かコメントはございますか。

(弁護士)

2 番の方がおっしゃった、メモを書くのに夢中になったということは本当に弁護人としてスタートラインで負けてしまいますので、そういったところからやはり印象的に、裁判員の方に第一印象から負けるというのは良くないので、そこは本当に気をつけていかなければいけないと思っています。

それで、おおむね検察官の方はわかりやすい、グラフィックがあってということなのですが、その辺が先ほど言った、弁護人は個々にいろいろ作っていて、検察官は多分役所でいろいろノウハウを作っているところの差が出ているのだろうと思っています。やはり先ほど冒頭陳述の目的は何かということでは、争点です。裁判員

に判断していただきたいところをやはりコンパクトに言うというところがあります。例えば、先ほど殺人自体は争いがなくて責任能力のみ争いがあるというような場合は、通常は、検察官が主張している事実、起こった生の事実例えば、ナイフでどこを刺したとか、自体はほぼ同じです。問題は、その人の心の問題だったりだとか、どういう原因で起きたかとかいうところなので、検察官と同じことは言っても時間が無駄になりますし、そういったところで争点だけを言う方が裁判員にはわかりやすいのではないかというふうには思っていたのですが、ちょっと無理筋があるとか結構言われる部分もありましたので、その辺についてはもっとわかりやすくしていかなければいけないと思っています。

それと、メモを見ながらという話はありませんが、一応、裁判員裁判としては、メモを配らずに口で言ってそれで理解できる、メモは後から見返していただく参考資料というような形で、弁護士又は、弁護士会としては考えている部分もあるので、そういった意味で、メモを見ないとわからなかったと言われるのは、やはり我々がもっとプレゼンを上手にしなければいけないなと思っています。今後は、聞いているだけで話がちゃんと裁判員の方にある程度理解できるようにということを努力していきたいと思います。

(司会者)

1番さん2番さんが担当したもの、冒頭陳述の文字ばかりA4判で10ページなんていうのは、裁判員裁判でも珍しいですね。

(弁護士)

はい。それは弁護人も口頭で説明するので、一覧性ということではぱっと見てわかるように書面づくりは努力してやっておりますけれども。

(2番)

いや、つい、こう読んで理解もしたいし、表情も見なさいとか見てくださいと言われ、お話も進んで行き。

(3番)

これ、A3一枚に決まっているわけじゃないんですか。

(2番)

お時間が必要。何か私が力がないという感じなのですけれども。

(司会者)

私たちが三十数件経験した中でもこういうのはほとんどないですが。

(弁護士)

そうですね。

(司会者)

裁判員制度が始まる前、裁判官だけでやっていたころは、こういうのが普通でした。検察官の方は、何かコメントはありますか。

(検察官)

感想的なものになりますけれども、改めて文字だけのは分かりにくいんだなとよく分かりまして、ますますいろいろ磨いていきたいと思っています。

「A3一枚が普通なのではないですか」というお話が今3番の方からありましたけれども、さらに今、短くできないかみたいな話もありまして、冒頭陳述はA4一枚で収まればそのような形でやるようにしてしまして、あとは口で補足をしています。

ただ、やっておきながら、昔は裁判長もおっしゃったとおり文字でやっていたので、口で言った情報が頭に残っていただけているのかという不安もありつつ、やっています。

あとは、一つ悩みどころを申し上げますと、先ほど弁護人の方は、争点を中心にする理由をおっしゃっていたのですけれども、こちらのはまず立証責任を負いまして、先に冒頭陳述をする立場なので、ストーリーを紹介します。それで、争点も言わなければならないのですけれども、争点は弁護人、被告人側が主張することによって生まれるものなので、こちらが先にどこまで先回りして言うのかというふうにも思っていて、そのボリュームのつけ方は毎回悩みどころだというふうに思ってい

ます。

(司会者)

ありがとうございました。

では、次に具体的な証拠調べについて伺います。

(3番)

すみません。

(司会者)

何かございますか。3番の方。

(3番)

今の、A4にまとめてというようなお話もあったのですが、私が見た限りでは、A4までになってしまいますと、要は、内容がほとんどわからない状態で臨むものですから、やはり全体の流れというのは把握できない。多分裁判員の方は、何となく今どのような状態の中で何をやっているんだろうというのもうまく把握できないケースが出てくるんじゃないかと思うのです。

ですから、最低限A3サイズぐらいで、ある程度のきちんとした事件のフローとか、そういうものは書いていただいた方が、見てもう少しわかりやすくなるなという気はします。

(検察官)

参考にさせていただきます。ありがとうございました。

(司会者)

次に、証拠調べの中身の方に移りたいと思います。証拠調べは大きく言って検察官が書面を読み上げたり、あるいは写真とか図面とかをモニターに表示したりとかというものと、証人とか被告人の話を直接聞くというものに大きく分かれると思います。まず、最初の方に、検察官が書面を読んだりモニターに写真とか図面を写したりというのが最初にあったと思います。

この辺のところは、ちゃんとすんなり頭に入ったのかどうか。読んでいるのを長々

と聞いていると飽きちゃったりとか、集中力が持たなかったりして余り頭に入らなかったことがなかったらどうかとか、そこら辺のあたりをお聞きしたいのですけれども、1番の方から順番にお願いします。

冒頭陳述の後から、多分書面を読んだり写真を写したりとか、そういう手続になったと思うのですが。

(1番)

防犯カメラの映像を見せていただいたのですけれども、それは入らないですか。

(司会者)

それも入ると思います。あと、図面を示したり写真を出したりとか。

(1番)

はい、ありました。深夜に起こった出来事のカメラですとか写真とかで、不鮮明でわかりづらかったのですけれども見せていただきました。これを見てくださいというのはわかるのですけれども、わかりづらかった記憶があります。

(司会者)

検察官が何か文章を読んだとかいうのを、そういうの記憶はないですか。

(1番)

.....。

(司会者)

そういうのは記憶に残らないということですね、多分、そうであれば仕方ないということですよ。2番の方はどうですか。

(2番)

はい、同じです。検察官の方は3人いらっしゃって、お一人の方は一度も御説明はなかったのですが、女性の方と男性の方で交代しながら。ほとんど女性の方が、大変声の張りもあって、その時にすごく納得できるというか、今、記憶にないんですけれども、何か納得させていただける内容というか話し方というか、それも大切なことと思います。

(司会者)

供述調書といいまして、検事とか刑事が事情聴取をして、その内容をその人が話したような文章にしたのを、「それを私はこの時こういうことがありました」、「これを見ました」みたいな、そういうようなことを読み上げたというようなのはなかったですか。

(2番)

ありました。思い出してきました。

(司会者)

1番の方、それはどうですか。内容的には理解できましたか。

(1番)

内容的にはわかりました。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方は、その書面の読み上げとか写真とか、そういうものはいかがでしたか。

(3番)

ほぼ白紙の状態だったものですから、検察官の方が女性でしたが、非常に要領よく写真も説明して行って、それなりにすんなりと入ってきました。

それは良かったのですけれども、後々いろいろと考えていくと、頭の中で整理できていない状態でただ吸収してただけで、やはりもっといろいろなところを知りたい部分というのは後々出てきているんですね。その時に写真とかを見ても、あと現場の地図も出てきて、地図はいろいろなところで重要な役割を果たすのですけれども、実はそれというのは配られていなくて、ただスライドでぱっと見ただけで、正直、後でどこがどうだったんだというのが全く思い出せなくて、そういう意味では、手元に配っていただけたらよかったなと。

それというのは後々、問題点がいろいろ出てくると思われる部分を思い出せない。そうすると質問もできないというようなところで、その場限りで終わってしまうと

いうのは裁判員にとっては非常に不利というのか、いまいちなじめないところでした。

説明につきましても、重要な部分というのは一生懸命メモを取っていると、次の部分を聞き逃したりというのがときどきありましたので、調書とかそういうものもできる範囲内で配っていただけると非常に助かると思いました。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

検察官の方の資料だとか説明というのはすごくわかりやすく、先ほど言った冒頭陳述のときと同じですが、証拠資料としては、私の時はたしか画像で見たものと、あと音声、DNA 鑑定された何か映像ですか、そういうものを見ました。画像は幾つか順序立てて組み立てられて、それを写真で見たのですごくわかりやすくイメージしやすく、音声とかもちょっと生々しい被害者の方が110番された時の音声などを聞きました。生々しい声の音声ですが、正直よく聞き取れない部分もあって、その被害者の声というよりも、どちらかというと110番して受けた側の警察官の方の対応について何という対応をしているんだと、もうちょっと真面目に被害者の方の気持ちを考えたらどうかと、何かいたずら電話の対応をしているような、そんな感じを受けて。あとは、DNA のその鑑定などは、正直よく見てもわかりませんでした。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方、いかがですか。

(5番)

証拠写真ですが、写真を見る前に検察側と弁護側が冒頭陳述をした内容が写真でさらに裏づけになるわけですね。そうすると、車の位置それから車から出た血液、血痕ですね。そういうものがぶれなく証拠写真として出て、さらに私たちの印象ははっきりしたのですが、その分だけやはり弁護側が主張する部分の、被告自身がや

はり自己弁護のための証言を、非常に整合性のないしゃべり方をしているということが証拠写真からも伺えて、非常にわかりやすい証拠だったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。証拠書類は比較的すんなり皆さん入ったということですからね。

検察官の方は何かコメントありますか、その点に関しては。

(検察官)

書証を延々と読むのを聞いているのは多分大変なんだろうなというのはいつも思っておりまして、なるべく短くなるようにしようとは思いつつ、でも情報量を余り絞るとやはり真実には近づけなくなってしまうということで大変悩ましいところです。

記憶に残るかどうかというお話をされていた方もいらっしゃいましたけれども、私も例えば重要な地図、図面などは配るということもあるのかなと前々から思っていたのですけれども、ただ、どれを選んで配るのかという問題もありまして、そうすると弁護人から見ればなぜこれを選んで配ったのかというふうにもなるのかなと思って、なかなかちょっとどういうふうに工夫をしていけばいいかが難しいなと思っています。ただ、さらに工夫をしていきたいとは思っています。

(司会者)

弁護人の方は何かコメントございますか。

(弁護士)

そうですね。検察官と実は、裁判をやる前に、その証拠を調べる時間とかを余り長くしないようにという形で協議をしていて、非常にそのコンパクトな時間の中でどのような情報量をやるのかというところを御苦労されているので、裁判員の方が、先ほどもう少しわかりやすくしたほうがいいということであれば、裁判所に対して弁護人が物申すようにすればいいかなと聞いていて思いました。

(司会者)

証拠調べの中では、やはり証人の話を聞く、あるいは被告人自身の話を聞くというところが非常に大きかったんじゃないかと思います。証人尋問とか被告人質問というのは、どうですか、わかりやすかったですか。

要するに、何を聞きたいのかと、何を聞きたくてこういう質問をしているのかとかいうのは、ちゃんと意図は皆さん理解できたのかどうか、この証人を呼んで話を聞いたんだけど、何のためにこの人を呼んだのか意味がわからないとか、そういうようなことはなかったでしょうか。

そのあたりの観点から、証人尋問がどういう人を呼ぶかという問題もありますし、質問の内容としても、こんなことを聞いてどういう意味があったんだろうかとか、質問内容の問題もあると思いますので、何か疑問を感じた、あるいは逆にこれはよかったと感じたことがあったのかというあたりのことのお話を伺いたいのですけれども。

1 番の方、何かございますか。証人は結構多かったですね。

(1 番)

そうですね。多くて、結局、正当防衛かそうでないかというところで証人がでて、目撃者の方とか、あとは介抱した医者とか、そういった方々もいました。

(司会者)

印象的にはどうですか。なるほどと思って聞いていたという感じですか。

(1 番)

はい、聞いていました。

(司会者)

ありがとうございました。2 番の方はどうでしょうか。

(2 番)

1 番の方がおっしゃられたとおりですけれども、蹴られて亡くなられて、亡くなった方の友達の証言とか、その時どうだったかということを、その場に実際自分が殴ったり殴られたりという当事者でもあるので、その方の証言と、あと、先ほどお

っしやったように、医者の話も大変医学的なものですので、そういった写真見せて
いただいて、ここまでの力が加わらなければということを説明なさって、とても医
学的なものでわかりましたし、あとは、未成年の方だったかと思うのですけれど、
少し離れたところからずっとそれを見ていた男の子の話があったり、あと、亡くな
られた方のお母様が、お気持ちとかそういったもの、少年のころからどういうふう
だったかというようなお話をしたり、あとは、被告人と一緒に住んでいた女の方が、
その経緯を説明をしたり、あとは被告人を会社に雇っていた人が、被告人が今後も
し刑に服して戻ってまた社会に帰ってきた時に、また雇用しますというような、そ
ういった方々が証言されて、被告人の人間関係とか、被告人がどのような人だ
ったかというような人間性というか、そういったものにも少し触れて考えることが
できました。

(司会者)

そうしますと、1番の方、2番の方が担当された事件においては、こんな証人聞
いても意味がないとかいう証人はなかったんですね。

(1番)

そうですね。はい。

(司会者)

あと、無駄な質問みたいなのもそんな感じはなかったという感じですかね。あり
がとうございました。

3番の方、いかがでしょうか。

(3番)

たまたま私の事件の場合というのが、期間的に3～4か月、場合によっては10
年ぐらい前からさかのぼって、その中でいわゆる証拠、証人尋問が進んでいった
ものですから、その中で今どこのところをやっているという、その部分部分はわ
かるのですけれども、全体の流れとして把握するというのが非常に難しかったです。
正直言って初日、2日目というのはよくわからなかったです。

いきなり証人尋問が初日からもう始まってしまったので、全然こちらも心の準備ができていなくて、いきなり証人尋問をわっと聞かされても、正直、「うん？」という感じで、頭の整理が全然できない状況でしたね。

というのは、私自身は、金融機関2つで監査部というところに所属したことがあるんです。監査部というのは、要は金融機関におけるある程度の重い事件、そういうようなものに対して実態を解明して、その中の原因を把握した上で当局への報告、そういうようなものをするかどうか、そういうようなところまで決めていくのですが、その中での事実確認というのを一番重要視しているわけなのですが、いわゆる本当に具体的に把握する、これは正直言って金融機関でもきちんとできる人少ないわけなんですけれども、その一つ一つ、時系列的にきちんと流れを押さえた上で、なおかつ相手方がいれば、両者からきちんと話を聞くと。そのような形で具体的に頭の中に入れるということが訓練されてしまっていたものですから、正直、こういうような裁判というのはどちらかというと検察サイド、それから弁護サイドから与えられた情報でしか判断できない。

ですから、そういう意味では何で、何でとクエスチョンマークだらけで初日から進んでしまったというところがあったんですね。そういう意味では、何かすごい歯がゆい部分もあるし、証人尋問がいきなりあるということで、そうすると具体的に頭の中の整理ができていない中で、ぼん、ぼんと部分部分でいろいろな証拠を出されても、それが全体の中でどうかかわってくるのか、それをどういうふうに判断したらいいのかというのが、ほとんどできていませんでした。

1日、2日というのはそんな状況で、たまたま長い裁判だったのでだんだん慣れてはきたのですが、ですから、最初に証人に立たれた方に対しての質問というのは全くできていません。そういうような事前の準備というものが全くなく入ってしまうと、最初に証人尋問として証人が立たれてもなかなかそういうところというのは皆さん追いつくのは難しいんじゃないかなと感じたんですね。

ですから、そういう意味では、これ後の話にもなるんでしょうけれども、もう少

し何か工夫できれば皆さん最初からトップギアで入れる，そんなような流れをつくっていただけるともっとよかったです。以上です。

(司会者)

そうしますと，証人尋問における答え自体は理解できたとしても，それが判断にとってどういうふうに影響するのかとか，そこら辺のつながりがあまり，初日や2日目のあたりは理解できてなかったという，そういう感じでしょうか。

(3番)

そうです。例えば実はポリバケツとか何かいろいろな証拠物が出てくるんですけども，「え，何それ」と，それがどうかかわっているのか，本当に一つ一つの証拠物が事件の中でどのような重要な役割を果たして，それがどういう影響を与えているのか，そういうのが推論もできない。かといって，いちいちずっと聞いていたらまず進まないということで，ちょっと諦めたという部分もありました。

(司会者)

質問と答え自体は理解できるわけですか。

(3番)

そうです。部分部分のそういうような細切れな部分では理解はできるんですけども，その中で，本当に核心にかかわっている部分は後で考えると，「あれって，あ，こういうところと結びついてたのか」と，「じゃあ，あの時質問していればよかった」と，だけれども，証人尋問というのは1回限りで終わってしまうので，なかなか普段，自分たちがやっているような形での事実認識，把握というのができなかったというのが非常に残念だったと思います。

(司会者)

そうしますと，どういう意図でそれを聞いているのかというのは，その場面では気がつかなかったけれども，後になってみると，「ああ，そういうことだったのか」というふうに思われたという感じですかね。

(3番)

そうですね。はい。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

私が担当した事件は6日間あったのですが、スケジュール的にはそんなに駆け足でもなく、ある程度休憩を挟みながら行われて、すごくわかりやすかったです。それに関しては、被告人側の方で3名と、あと、今回わいせつ事件でしたが、その被害者の方も出ていらっしゃって、加害者側の証人の方はその母親だとか親族の方が3名。どちらかというと、社会復帰とか家庭の事情を淡々と説明されているような、弁護士とある程度事前に打ち合わせをされた上でのやりとり、演劇を見ているような、そういう感じは受けました。

被害者の方がその後出てこられて、当然、遮へいされて出てこられるのですが、裁判員の方と裁判官の方がざっと並んだあの大勢の前に出てこられたのは、すごく辛かったんじゃないかというふうに私は思いました。

(司会者)

あれは、証人尋問ということではなくて、意見陳述という形で出てきて。検察官とか弁護人が質問するという形ではなくて、本人がずっと事件のことを語られたという形でしたね。

(4番)

そうですね。

(司会者)

あれは、感情的にどうでしたか、被害者の話を聞かれて。

(4番)

被害に遭われた方というのは日本の方じゃなかったもので、やはり日本語が余り上手じゃないし、当然大きな声も出ず、びくびくした感じを受けたので、非常に酷な感じはありました。かわいそうだなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

私たちが経験した証人は被害者だったんですね。やはり被害者の訴えというのは非常に心に響くものがありますけれども、私が印象深かったのは、被害者の人は既に被害者として弁護士さんを用意していて、弁護士さんと共に、バックに弁護士さんがいて、そして自分の発言をするという形だったので、その時既に、私は印象として、この人は相当な民事訴訟でかなりの金額をいずれ要求するであろうということとをちょっと想像したんです。

そうしたら、多分そうなったんじゃないかと思うのですけれども、そうすると、最終的には弁護人が、この人は既に自発的に弁償金も払っている、それから、この裁判が始まるまで数か月拘束されているということを考えても、傷害として5年の求刑になるんじゃないかということをおっしゃったんですが、私が弁護人だったら、もっと精神障害というのを抱えていて、社会的なある面で弱者だと思うんですね。加害者ではありながら、相当な弱者だという見方もできたんじゃないかと思うので、その辺を弁護人に頑張ってもらいたかったと思うんですね。

250万円で自分のできる限りをしましたというのは、相当できる限りのことをしているということは目に見えてわかるわけです。何年間か失職していて、そして蓄えだけで生活をしていて、家はあるものの本当だったら生活保護になってもおかしくないような立場に置かれていて、さらに民事訴訟でこの被害者が要求した場合は家屋敷を手放さなければならないであろうという請求をされるには、もう想像にかたくないわけですね。

そうすると、検察側の証人だけにとどまるわけですね。そうするとバランス的には全然弁護人が何も用意してなかったし、ちょっとその辺で、もうちょっと私は弁護人に頑張ってもらいたかったなという、そういう印象を持ちました。

(司会者)

被告人が、精神障害だったんですよね。

(5番)

そうです。そうすると、ゆがみだとか、確におかしいことはたくさんあるし、一般社会では非常に嫌われ者で孤立するということは考えられているわけですから、だからといって、社会の中では大きな問題を犯したものの弱者だという視点をもう少し弁護人が持って、そののところが、最初に検事がおっしゃったみたいに、その事件の背景を詳しくということが役割だとおっしゃったけど、それはむしろ弁護人も被害者、加害者の立場に立った背景をもっともっと詳しく掘り下げてアピールすべきだったんじゃないかなという印象を持ちました。それが証人のちょっとバランスがとれてなかったなという気がしました。

(司会者)

ありがとうございました。弁護士のほうから何かコメントございますか。

(弁護士)

5番の方が言った事件は私は分からないのですが、弁護人としては今、言ったように、罪を犯した被告人を弁護する、そういう親族が呼ばれることが多いということをおっしゃってましたけれども、なるべくそういうその人の病気だとか、その人の生い立ち、社会復帰するとしてどういう形で復帰していったらいいだろうかというようなことをアピールできる人がいらっしゃれば、なるべく用意するようにはするのですが、いろいろな境遇の方がいらっしゃるのでなかなか御協力いただけない場合もあったりするんですね。

検察官の場合は、犯罪事実にかかわるところは証明の問題になりますので、場合によっては勾引という手続をとって呼んだりすることができるんですが、弁護人の場合は、なかなか御協力をあくまでもいただかなきゃいけない立場というところがあるので、そこでかなり証人を呼ぶにしても力の差が、ハンディキャップがあります。そういうハンディキャップを持ちながらやっているというところは一応御理解いただきたいと思います。

弁護人も犯行に至る経緯や刑を決めるところで、さまざまな病気とかを抱えている方であることを積極的に主張していきたいというふうには考えているので、ちょっとこの事件のことわからないのですが、一般的な弁護人としてはそういった努力はしていますし、これからもしていきたいというふうに思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

あと、この後の評議についての話も伺わなければならないので、審理の関係で検察官、弁護士の方から裁判員経験者の方々に何かお尋ねしたいようなことがあれば。

(弁護士)

弁護人の弁論は、わかりやすかったでしょうか。どういうことを言って、どうしてこういう刑に、少なくするべきだとか、あるいは無罪だというようなところというのがうまく伝わったでしょうか。

(司会者)

どうでしょうか、1番の方。弁護人の弁論というのはわかりやすかったでしょうか。

(1番)

その弁論が10ページにわたる資料になっているんですけども、これを読みながら一生懸命聞いていたんですけども、内容的には、私は言いたいことはわかったんですけども、ちょっと弱かったかなという感じは。

(司会者)

これだけ長い文章を聞かされたら辛くなかったですか。どうでしょう。

(1番)

目で必死に追いながら聞いていたという感じだったんですけども。

(弁護士)

時間的にはどうですか。多分10ページというと、かなり30分以上弁論があったかと思うんですけども、もう少し、例えば短くても良かったのにとというような、

同じことを言うにしても、コンパクトにできたという感じが、こういう事件であればこれぐらいはやはり必要だったのかなというようなところはどうかね。

(1 番)

すごい細かく説明していただいたので、わかりやすくはあったんですけども、長かったと思うんですけども。途中で多分、長いなと思っている人も、もしかしたらいたかとも思います。

(弁護士)

ありがとうございます。

(司会者)

2 番の方、いかがでしょうか。

(2 番)

同じ事件だったものですから、一つお尋ねしたいのは、被告人の方と弁護人というのは、被告人の方も納得というか弁護人が例えばこのようにというのは、これはもう了承というか。

(司会者)

被告人にもよると思いますし、どういう被告人かにもよると思います。

(2 番)

何かちょっと、着席した状態から見て、弁護人と被告人の方がどれだけ意思の疎通をされているのかと、素人で全くわからないのですが、そこはでも法律なので、弁護人も、もちろん気持ちだけの当然部分ではないので、法律家というかそういうことで全て酌むことはできないわけですね。

(弁護士)

裁判の始まるまで、結構起訴されてからも半年ぐらいはありますので、その間に多くの弁護人は被告人と接見をして意見のすり合わせをしています。

中には、正直言って確かに被告人の言うことが余りにも客観証拠と矛盾しているようなことを言ったりするというようなところについては、被告人と弁護人できつ

ちり裁判を進めていく上で話し合いを各弁護人と被告人はしていると思います。

ただ、やはり、そこの中で被告人と弁護人が、特に被告人が妥協しているという部分はあるかもしれませんが、その裁判の中でですね。やはり法律に明らかに反した主張とか、過去の判例等がありますので、それに反した主張ということについては被告人に説明をしたりしています。

ですが、最終的に弁護人は、被告人の法廷の代弁者でありますから、被告人が明らかに法律に違反しているようなことでなければ、それは被告人の意見を言ってあげたいと考えている弁護人が多いと思います。

例えば罪を認めている事件であれば、場合によっては10年以上、20年以上刑務所に行くことにもなるわけですから、それを裁判の中できっちり、これだけ言ってこういう刑になったんだったらもう納得ですと言ってくれる被告人もいます。時にはですね。言いたいことは言って、それなら仕方がないですと、そういうようなところもあるので、そういった中で被告人となるべく意見を合わせて言うようには、どの弁護人も努力はしていると思います。

(司会者)

3番の方、いかがでしょう。弁論はわかりやすかったですか。

(3番)

基本的に責任能力に絞ってお話しされてきたので、そういう意味では言いたいことは大体わかっていました。

ただ、内容的には、具体的な事実に基づいて、だから要は責任能力がないというようなところまで結びつけられるような説得力はなかったです。

確かに、事実関係でそういうことは把握できなかったということもあるのでしょうけれども、どちらかというとな属人的な部分もあったのかなと。ほかの方よりは、またそれなりに、また違うようなアピールはあったんじゃないのかという気はしました。そういう意味では、言いたいことはわかりました。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方、いかがでしょう。弁論が被告人によって二つあったと思うのですけれども。

(4番)

そうですね。そんなに多い資料でもなくA3各一枚ずつで、言っている内容はすごく理解もできたし、わかりやすかったと思います。

ただ、余り争点と関係のないような話も一部混ざったりして、そこについては特に要らなかったということもありました。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方、いかがですか。

(5番)

弁護側の論点は、殺人未遂に対して傷害を適用したいということで最終的には懲役5年ということ結論づけているのですが、その5年にふさわしい内容ではなかったように思われるんですね。

(司会者)

ありがとうございました。

そのほか、裁判員経験者の方々にお尋ねしたいようなことはありませんか。

(検察官)

審理の中で多分目玉になるのは被告人質問であったり、証人尋問なのかと。印象にも残りやすいということではないかと思うんです。

検察官としましても、例えば証人尋問するのは争点にかかわる証人であったりとか、あるいは刑を決めるのに重要な話ができる人を選んで証人尋問をしているのですけれども、実は、こちらでも証人尋問などをした時に、被告人質問をした時に裁判員の方々がどんな補充の質問をされるのかということにすごく興味を持っていて、なぜかという、直接発言を聞けるのがその時だけなんです。

その質問を通して、どういうふうなお考えを持っているというところを、つまりこちらの主張にのっているか、そうでもないかというところを知ることができて、

それを参考にして最終的に論告であるとか意見を調整しているというところがございます。

そこで、お聞きしたいのは、裁判員裁判では質問される方とされない方といろいろいらっしゃると思いますが、実際に質問されたかどうかということと、されなかったとすれば、例えば、することに抵抗があるのかどうか。あるいは、したとすれば感想などをお聞かせ願えればなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(司会者)

では、これも皆さんにお伺いしますか。では、5番の方から。

(5番)

私は実際はしませんでした。ただ、質問した人がいたので、質問した人の内容と全く同じ質問をする必要がなかったということです。

(司会者)

4番の方、いかがですか。

(4番)

私は質問をしました。やはり、その話を聞いていて、どうしてもちょっと納得いかない部分というか、ぜひ直接聞きたいというのがあったので、一度戻る時間があったので、そこで皆さんと話し合って、裁判官にも話をして、「じゃあ直接聞いてみれば」ということでしました。

(司会者)

御自分の感性で疑問を持たれたところを聞いたということですよ。

(4番)

そうです。

(司会者)

3番の方、いかがですか。

(3番)

私の質問は、証人の半分以上の方に対してしました。やはり聞いていてわからな

いこと、正直言ってその事案は多くて、ほかの方もそれなりに質問はされてきました。

ですから、最初から申していることなのですけれども、全体の流れ自体がうまく把握できていない。ちょっと、こんなことを言ったらどうかと思うのですけれども、初日が終わった時点で補充裁判員の方は帰りましたけれども、裁判員の方は全員帰らなかったんです。

どうしたらいいか、どう考えたらいいかというのは全員みんなわからなくて、どうしましょうと。それで、そこでいろいろな話し合いを持ったのですけれども、意見の押しつけ合いとかそういうのは一切なくて、要は、「今日のって、こういうような流れの中で、ここに対して質問していたんですよね」とかいう、そういうような確認を結構やっけていまして、それとあと、特に地図がポイントだということも申し上げたのですけれども、これは殺人が2人ですけれども場所が違うんですね。いろいろな説明の中では、何々宅の東側とか言われても頭の中で全然つながらないわけです。

目撃証言といっても結局その場は誰も見ていなくて、どこから歩いてくるのを見た、そのとき東のどこの通りの方からと言われても、「ん？」という、全然イメージできないということで、そのような事実についても質問はしておりますし、やはりそういう点は、いろいろな地図とか、そういうペーパー、多分事案を皆さん見ていただければ、これはあった方がいいと思うんですね。やはり事前に配られていれば、ある程度そういう質問は出てこなかったかなと。さらに一步進んだ質問が出たと思うんですね。何でそちら側から歩いてきたのとか、結局その場では、その大もとがどういう状況だか、みんな把握できなくて終わった後に「ああだったんだよね」という確認を取っていたぐらいですから、そういう意味では質問をせざるを得なくてしたという流れだったと思います。

(司会者)

その場で感じた疑問をそのまま聞いたという形ですかね。

(3 番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございました。2 番の方、いかがですか。

(2 番)

質問はしていません。特に質問がなかったこともありますし、多分勇気がなかったと思います。あとは休廷というのですか、お部屋に、上の階に戻ったときに皆様でお話をした時に、裁判官とかに、疑問に思ったことを、それとなく裁判官の方から御質問いただくような形に持っていったのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。1 番の方はどうですか。

(1 番)

私も質問はしていませんでした。多分、誰も質問する人がいなかったという気もしています。

(司会者)

ありがとうございました。他に何かありますか。

では、評議のほうの話に移りたいと思うのですが、端的に評議において裁判員の方の意見は結論のほうに反映されたとお感じになられているのかどうかというあたり、要するに、結局は裁判官が到達点か何かを初めに考えていて、そこに誘導していったんじゃないかとか、それとも、やはり裁判員自身の意見等もやはり取り入れた結論になっているのか、そこら辺は皆さんどういうふうにお感じになられていたのかというところをちょっとまずお聞きしたいんですけれども、1 番の方、いかがですか。

(1 番)

一応、ほぼ多数決じゃないですけども、求刑がどのくらいが妥当かというのを皆さん聞いて、それでみんな発表して決めたという形だったので、意見は通ったと

思います。いろいろ話し合っちゃんと決めたので、裁判官の人たちが誘導したということはないです。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、いかがですか。

(2番)

同じ場にいさせていただきましたので、とても意見をよく考える時間も、意見がうまく出なくてもお時間をみていただいて、少しゆっくりした感じで意見が出るまで待っていただくような雰囲気がありましたし、余りにも静かになってしまって意見が結構出ないときにはうまく裁判官の方が引き出すというか、どうですかというふうに問かける形でしてくださったので、とてもいい空気というか雰囲気で落ち着いて考えることができたと思います。あと、結論のほうにももちろん反映していただけたと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方はいかがでしょうか。

(3番)

結構、裁判員の方、皆さん自分の意見をきちんと述べられていて、その意見というのは尊重していただきました。いろいろなサジェスションというのか考え方、そういうようなことについては参考意見はきちんといただいて、かといってああだこうだと特に指示を受けるわけでもなく、そういう意味では非常に裁判官の方もきちんとしていただいたと思います。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

私のときは、評議に入る前、たしか1時間ほどですかね、刑事裁判のルールであるとか量刑の決め方とか、その量刑のルール、そういったものをまずレクチャーしていただいた上で評議に入りました。

評議に入る前も全体のおさらいもしましたし、事件もそんなに複雑な事件じゃなかったというのもありますし、裁判員の方も積極的に意見を述べられていて、いろいろな有意義な論議ができたと思います。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方、いかがですか。

(5番)

私たちは、沈黙するとかそういう時間が全くなくて皆さんすごく積極的で、自分の意見をしっかり主張されて、誰も人に流されたりはしないのですが、ただ、流されていないで当日はすごいそういう主張をしたんですけれども、自分で持ち帰ってまた判断する材料をほかの人の意見を聞いて、そしてそれを踏まえて修正をしながらというので、全員修正したと思います、いろいろな意味で。だから、非常に責任、本当私なんかは一番依存心があって、まず裁判官が誘導してくれるんじゃないかと逆に思ったんですね。そうしたら、そういう誘導は全くないので、これはやはり1票の重みというのは大変なことなんだなという自覚を持って修正をしつつ、本当にきれいにまとまったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

当事者の立場のほうから、何か評議に関して質問等はありませんか。

(検察官)

私、立場上、評議に出たこと一度もないのですけれども、そうすると、先ほどの5番さんの話からも、黙っている場面が全くなかったということなのではけれども、そうすると、評議というのは完全にフリートークでやっているのか、それとも裁判官が何番さんどうですかという形で進めているのか、どうなのかなということをやっと知りたいのと、あとは場面場面によっては意見が分かれてしまうときもあるんじゃないかと思うのですけれども、そういうときはどういうふうになっているのかなということを差し支えがない範囲で教えていただければと思うんですけれども、

いかがですか。

(司会者)

司会は裁判官がやっているのですかね。

(5 番)

司会はしていただいています。

(検察官)

フリートークな感じでやっているのですか。

(5 番)

今と同じように、順番に逆から回ったり、突然真ん中からとか行ったりしても、皆さんそれだけではなくて、どんどん発言される方たちが。

(検察官)

何番さんと言われなくても途中から私は、というふうな形で盛り上がっていくとか、そういう感じで。

(5 番)

そうですね。

(検察官)

みんながそういう感じなんですか。

(3 番)

私のところもそうですね。

(司会者)

1 番 2 番の方の事件は。

(1 番)

逆に私たちのときは女性ばかりで、1 人だけ男性でなかなか発言する人がいなくて裁判官が、どうですか、どうですかと。

(検察官)

御意見は当然お持ちだろうから、そういうときに話をすると。

(2 番)

そうですね。ぽつりぽつりと。

(司会者)

ありがとうございました。

(弁護士)

皆さん初めて裁判やられると、大体、例えば人一人殺したら何年ぐらいが普通なのかなとか全然わからないじゃないですか。そういったもの、例えば意見を持つにしても、例えば1 番さん2 番さんの正当防衛、過剰防衛かという件にしても、「殺してんだろ、これはもう20 年でしょう」とかという意見を持つ人がいてもおかしくはないと思うのですけれども、そういう最初は大体この辺なんだよというようなことというのは、裁判官から言われるんですか、そういう話は。大体過去の相場というのですかね。

(1 番)

言われました。大体、過去を見せてくださって、大体こういう事件がこのぐらいなんですよと参考までにみたいな感じで。

(弁護士)

そういうのは、やはりかなり過去の事例というのは各裁判員というのはひっかかるというか、この辺でまとめなければいけないのかなみたいなのは思いますか。

(司会者)

量刑のグラフを見せられたんじゃないですか。

(1 番)

そうでした。はい。

(弁護士)

わかりました。じゃあ、一応量刑データというのが裁判所は取っているの、それを一応参考にしてという形になるのですかね。

(1 番)

そうですね。はい。

(弁護士)

それと、もう一つは、検察官、弁護人の求刑、年数というのは自分の中の意見に影響というのは結構与えますか。

(1 番)

検察官の方や弁護人の方の求刑とかも一応参考にさせていただいて、決めさせていただいたという感じです。

(弁護士)

皆さんの事件は全て弁護人は求刑しましたかね。無罪を争っている事件は当然しないと。無罪を争っているからみんな弁護人はしていないのですかね。

(司会者)

4 番さんの事件は弁護人も言っていましたよね。

(4 番)

弁護人の方は、要は執行猶予をつけるという。そうですね。

(司会者)

よろしいですか。

(弁護士)

はい。

(司会者)

何か質問かコメントとか、ありますか。よろしいですか。

事件が終わりまして、その後、守秘義務とか何かで悩んだとか、あるいは事件のことを思い出してしまって嫌なことを気になって眠れない日があったとか、何か終わった後にそういうような経験をされたような方はいらっしゃいますか。皆さんに聞いてよろしいですか。困ったようなこととか。

1 番の方、いかがですか。

(1 番)

多分、どこまで言っていいかというのがちょっと私も混乱するので、余り周りの人になるべく言わないようにしていました。思い出して眠れないとかというのはなかったです。

(司会者)

2番の方、いかがですか。

(2番)

特に、とても困ってしまったということはありませんが、時折、思い出すことはあります。関係されていた方々が、こういう一つの事件が起きると悲しむ人とか、いろいろな人を巻き込んでしまうんだ。改めて自分がかかわってみて、時おりテレビなどで事件や事故を見ると思ったりはします。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方、かなり重い判決ですけれども、重圧を感じるとかそういうことはないですか。

(3番)

個人的には、そういったことはほとんどありませんでした。個人的には、そういう意味では問題ないです。あと、守秘義務等につきましても、終わった時点で会社を10日間も休んでいるものですから、会社に対して何かしら報告しないといけないのでどこまで話をしたらいいのかということを、相談させていただいたんです。その時に守秘義務で、一応内部のいろいろな話とか名前とか、そういうのはだめだけれども、ネットなんか当然もう出ていますし、すぐ分かりますので、その範囲内であれば差し支えないと。

逆に、裁判員制度をよく理解してもらうために、積極的に話していただいた方がいいというお話をいただいたものですから、たまたま会社で部長以上の集まりがあるのですけれども、その席上で何か説明しろと言われて、それでとりあえず、裁判員制度については非常に参加することによって理解が深まるというようなことをきちんとアピールはさせていただきました。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

私も個人的にも夜眠れないとか、何か生活に支障があったかというとか、そういうことはなくて、会社側も気を使ってくれて余り聞いてはまずいだろうとか。逆に今おっしゃったように聞いてもらって、裁判員制度とかそういうのは本当に参加しないとわからないこともたくさんあるので、皆さん、ぜひそういう機会があれば参加したほうがいいですよということは言ったんですけども、余り周りが気を使って聞いてくれないので、もっと聞いてくれてもいいのにと思いました。聞かれたら話すのにということはありました。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方、いかがでしょう。

(5番)

特にはないです。

(司会者)

守秘義務の関係ですけれども、説明はしたと思うのですけれども、まず評議室の中での誰がどんな意見を言ったと、何対何で結論になったとか、その評決の中身であるとか意見の中身とか、裁判員の人の名前であるとか、そういうところは秘密にしていきたいですけれども、どんな雰囲気であったとか、どういうふうなふうに感じたとか、そういう話はもちろん話していただいて結構ですし、休憩時間の時にはどんな、関係ない趣味の話が出たりしたら、そういう話もあったよみたいなことは全然構わないわけですし、また、法廷で行われたことに関しましては、法廷は要するに、皆さん裁判員の方は、「出入り自由なんですね」と皆さん来て驚かれるんですけれども、それでわかるとおり一般の方が誰でも見ることができる場ですので、そこで行われたやりとりは個人のプライバシーは侵してはまずいですけれども、それ以外のことについては法廷で行われた、要するに証人がどういう発言をしたとか、

それは公開の場所での発言ですので、それはお伝えいただいて全く構わないということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に皆さん、今後、またこの制度は続くと思ひますので、裁判員、補充裁判員になられる方がいると思ひますので、その方たちに向けて何かメッセージがあれば一言ずつお願ひしたいのですけれども。よろしいですか、1番の方。

(1番)

選ばれるまで私は裁判所とか来たことがなかったので、ぜひ参加していただいた方がいい。いろいろ勉強になったので私は参加してよかったと思ひています。今後なられる方にはぜひ勧めたいと思ひます。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、お願ひします。

(2番)

私の足りなかった部分としては勇気を出して発言をすることかなと思ひました。、娘は中学の夏休みの宿題で社会科の宿題で裁判傍聴してレポートを書くというのがありまして、若いときからといいますか、こういう法律なりそういうところに触れるというか、開かれたものは十分に吸収するというか、それがとても大切なことではないかと感じました。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方、お願ひします。

(3番)

今おっしゃられたように、本当に臆することなく、自分の意見がきちんと責任を持って言えるように最初からトップギアで入りなさいと。心の準備もきちんと怠りなく。あとで「ああすればよかった」とか、余り悔いのないような形で終わりにしていただけたらと思ひます。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方、お願ひします。

(4 番)

先ほどから申し上げているとおり、機会があれば、裁判というのはどういうものか理解が深まると思いますから、ぜひ参加してくださいということは言いたいですね。

あと、裁判員になられる方じゃなくて、裁判全般を通して私が感じたこととしては、いろいろな話を聞いていて、やはり同じことを起こしても、話すのが上手な方とそうじゃない方がやはりいると思うので、やはり口下手な人というかそういう方が不利になるし、それでその補償となると、お金があるのとないのでも結論、判決の内容も変わってくると思うので、その辺はちょっと不公平感というのですか、そういうのを、裁判に関してはそう思いました。

あとは、この建物、今、一般傍聴の方がいろいろ出入りされているという話があったのですけれども、セキュリティーがちょっと何もないので、あれっという、そういう戸惑いがありました。事件によっては危険な目に遭う方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうことは感じました。全体を通してですけれども。

(司会者)

ありがとうございました。5 番の方、お願いします。

(5 番)

ちょっと話がずれるかもしれないのですけれども、やはり大震災があったり事故に遭ったり、被害者になったり加害者になったりということは人生であることだと思うのですね。そういうときに、やはり自分がどんな立場になってもどう対処するかというふうな経験は、例えばこういう経験をしたときも、自分ならどうするか、それから加害者もどうするか、被害者もどうするかみたいなことを全く同じ土俵の中で考えるというのはすごい経験だなと、そういうふうに思います。

(司会者)

どうもありがとうございました。

では、法律家の方からも最後に一言ずつコメントをお願いしたいのですが。大森

裁判官から。

(裁判官)

本日は、どうもありがとうございました。

事件が起訴された後は、裁判員裁判が始まるまでには裁判所と検察官と弁護人とで、どうやったらわかりやすい審理とか充実した評議につながるかということいろいろ、どう審理すればいいかというのを結構話し合って決めて、それで裁判に入っているのですけれども、今日のお話を聞いていると、まだまだそのあたり改善していく必要があるなというふうな貴重な御意見をいただきました。

裁判員の方が途中で審理が分からないとか裁判員の方同士で頭を悩ませるようなことが、裁判官としてはやはりないようにしていけないと思いました。

恐らく多分その時点では、分からなくても良いというような状況もあるので、もしそうであれば、「それは今は分からなくていいんですよ」という一言があれば、きっと少しそのあたりのもやもや感というか不安全感は解消できたのではないかと思うので、そういうアドバイスをしたりとか、あるいは悩みをきちんと言ってもらえるような裁判官でなくてはいけないと、今日改めて思いました。

今日の貴重な御意見を参考にして、また頑張ってまいりたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

(司会者)

田中検事。

(検察官)

今日は、どうもありがとうございました。

裁判員裁判というのは、国民が司法に参加するという有意義な制度だというふうに思っております。検察官としても、いろいろと工夫を重ねているつもりではあるのですけれども、まだいろいろと改善する余地はあると思いました。

裁判を経験された皆さんもそれぞれお仕事もありますし、御家庭もありますし、忙しい中で時間を割いていただいているわけですから、その中で参加して良かった

とおっしゃっていただけるようなものをますます目指していかなくはないと思っていますし、そうすることによって経験された方がまた普段の生活の中であれ、会社の中で「こういうことをしたよ」というふうなことをアピールしてもらえて、どんどん制度が良くなるというふうなことを思っています。ありがとうございます。

(司会者)

織田弁護士、お願いします。

(弁護士)

きょうは本当にお忙しいところ、どうもありがとうございました。

弁護人には若干、もう少し頑張ってほしいとか、かなりちょっと厳しい御意見も頂戴したのですが、本当こういうところで忌憚なく、メモ一つとってもわかりにくいとか、10枚なんていうのは、初めて知りましたので、ちょっと会にも周知したいと思っております。本当に検察官、裁判所、裁判員で一人の人が罪を犯したのか、あるいは犯した被告人についてどのような刑を適切にするのがいいのか、被告人を社会に更生させていくにはどうしたらいいのかということを決めていくのが刑事裁判の場です。そういったことに一般国民の皆様の意見を反映させてやっていくという制度なので、本当にわかりやすい、どういう流れがわかりにくいとかという話もあったので、そういったところはきっちり理解してもらった上で、被告人にとって一番いい結論、正しい結論を、刑事事件は真実発見なので、そういうことができるように弁護人としてもより頑張っていきたいと思います。今日は、本当にどうもありがとうございました。

(司会者)

それでは、本日いただきました御意見につきましては、なるべく裁判所のほうで有効に取り入れて今後よりよい制度にしていきたいというふうに考えております。

本日は、どうもありがとうございました。